

長野市都市ブランディング推進支援業務委託仕様書

1 業務名

長野市都市ブランディング推進支援業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日

3 業務目的

長野市が将来にわたり、「選ばれる都市」として市内外に向けて存在感を高めていくため、令和元年度から、都市の魅力や価値である「都市ブランド」を創出する都市ブランディングに取り組んできた。

令和4年度に取組の一環として始まった「みらいのながのを えがこうプロジェクト（略称：みらながプロジェクト）」では、「長野市らしさ」や「長野市の魅力」をテーマに、若手経営者や学生、移住者などを対象としたワークショップを開催するとともに、本市の都市イメージなどに関する市民アンケート等を実施した。

令和5年度には、そうした市民との対話を重ねる中で集めた素材をもとに、「都市ブランド要素」として「自然との調和」、「人の営みへの敬意」、「良質なアクセス」という3つの不変的価値と、それらを土台に「自分らしく自然体で生きる」、「安心して挑戦できる」という2つの実現価値を導き出した。

そして、この5つの価値を基に、「都市ブランド」が標榜するメッセージを短い言葉で端的に言語化した「ブランドメッセージ（タグライン）」として「FEEL NAGANO BE NATURAL この街で、わたしらしく生きる。長野市」を決定するとともに、ブランドメッセージが伝える“まちの姿”を長野市の風景をイメージさせる5色の混ざり合いと曲線で表現した「都市ブランドデザイン（ロゴ）」（以下、「デザイン」という。）を作成した。

本業務は、以上の経緯を踏まえ、デザインの効果的な活用を通じて、市内外に向けて本市の「都市ブランド」の認知を拡大することにより、本市への関心を高めることを目的とする。

4 業務目標

「都市ブランド」の認知を中長期的（3年程度）に拡大させる視点に立ち、次の業務目標を掲げる。

- (1) 「ブランドメッセージ」が伝える“まちの姿”のストーリー設定
- (2) 「都市ブランド」の賛同者の掘り起こしと関係性の構築
- (3) 「都市ブランド」に対する市民の意識醸成及び企業・団体等による「デザイン」の自発的な活用の促進
- (4) 「都市ブランド」を象徴する「デザイン」の周知浸透
- (5) 「都市ブランド」活用に向けた市職員の意識向上

5 業務内容

業務目標の達成に向けて、次の業務を実施する。実施にあたっては、「都市ブランド」の認知を中長期的（3年程度）に拡大させる視点を踏まえること。

- (1) 「デザイン」が市内外に広がることで実現される、「ブランドメッセージ」が伝える“まちの姿”を、時系列とストーリー性をもって示すこと。
- (2) 情報空間等での影響力・発信力のあるクリエイターやデザイナー等の賛同を得るため、「都市ブランド」への理解の増進と、「デザイン」の周知浸透を図る交流イベントやワークショップなどを開催すること。
- (3) 市民が「デザイン」の活用を意識できるような取組や、市内学校（美術系の専門学校等）との連携を図る取組を実施すること。
また、企業・団体の扱う商品・サービス等において、「デザイン」の自発的な活用を促す取組や、広報活動等において、市とのコラボレーションを図る取組など、企業・団体との連携を図る取組を実施すること。
- (4) SNS等を活用した効果的な情報発信や、メディア・広告などを利用して、市内外に広く「デザイン」を露出するなど、「都市ブランド」全体のプロモーション活動を展開すること。
- (5) 市職員に対し、「都市ブランド」の活用を促しながら、統一感を持った市の施策・事業の展開を意識させるための研修等を実施すること。
- (6) その他、「都市ブランド」の認知拡大に向け、効果的な取組を実施すること。

6 定例会及び実施状況の報告

- (1) 受託者は、定期的に市と打合せを行うものとし、打合せ日程や場所及び方法については双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、市から請求があったときは、業務実施の進捗状況について報告すること。

7 支払条件等

本事業の遂行上、委託業務完了前に業務に必要な経費の支払いが必要なときは、受託者は委託料の部分払いを請求することができる。

8 成果物等

受託者は、業務完了後10日以内に、次の各号について電子媒体への記録物及び印刷物を納品すること。

- (1) 「デザイン」を活用した各種制作物
- (2) 実績報告書
- (3) その他、双方協議の上で定める書類

9 事業の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

- ① 受託者は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、上記①の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。ただし、市が指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(2) 守秘義務

- ① 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。
- ② 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 著作権の取扱い

- ① 本事業により新たに発生した著作権は、市及び受託者の二者に帰属することとし、市は、受託者と協議の上、加工及び二次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、市は、権利留保物について受託者と協議の上、当該権利を独占的に使用できることとする。
- ② 受託者は、本事業の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日長野市条例第43号）の規定及び別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、市が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

10 その他

- (1) 契約締結後、本業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること。
- (2) 窓口となる専任の担当者を配置し、長野市との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やかに、かつ確実な連絡体制をとること。
- (3) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて市と協議

し実施するものとする。

11 参考資料

- ・長野市公式ホームページ（都市ブランディング）

<https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/8/3/14/index.html>

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受託者は、本業務を行うために長野市(以下「市」という。)から引き渡された個人情報
を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本
業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受託者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第
三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受託者は、本業務を行うため個人情報を取り扱う場合には、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受託者は、市が承諾した場合を除き、本業務を行うために市から引き渡された個人情報
を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受託者は、本業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等
があった場合には、市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第7 受託者は、本業務を行うため取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、市の
指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還しなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第8 受託者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人
情報を持ち出してはならない。